

規 則

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

埼玉県人事委員会規則七―一〇〇六

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―一六）の一部を次のように改正する。

別表第一医師の項中「総務部（地方職員共済組合埼玉県支部の業務に従事する者に限る。）」を
「総務部（地方職員共済組合埼玉県支部の業務に従事する者に限る。）」を
障害者支援課（公益的法人等（公益的法人等への職員の派遣等に
限る。）

に関する条例（平成十三年埼玉県条例第七十二号）第二条第一項各号に規定する団体をいう。以下別表第三において同じ。）に派遣される者に限る。」に改める。

別表第二栄養士の項中「農業大学校」を削る。

別表第三看護師の項中「総合リハビリテーションセンター」を
「障害者支援課（公
総合リハビリテ

益的法人等に派遣される者に限る。）

に改める。

ションセンター

」

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。